

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
告 示	
○道路の供用開始 (道 路 課)	1

規 則

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成29年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第66号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例の施行の日を定める規則

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第12号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

告 示

高知県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鶴来巢1449番2から 高知市針木本町5番1まで	1,364	平成29年7月18日